

人間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案） 「賦課限度額の改定について」

地方税法施行令の一部が改正（平成 27 年 3 月 31 日公布、4 月 1 日施行）され、法定限度額が改定されました。このため、現在の賦課限度額を法定限度額まで下表のとおり引き上げる条例改正を、12 月議会へ提案します。なお、平成 28 年度から適用します。

また、国保運営協議会の答申（平成 26 年 9 月 5 日）で、付帯意見として「賦課限度額については、法令改正に合わせて改定されたい。」との答申を受けております。

区 分	改正案	現 行
医療給付費分	52 万円	51 万円
後期高齢者支援金等分	17 万円	16 万円
介護納付金分	16 万円	14 万円
合 計	85 万円	81 万円

限度額を引き上げた場合の影響について

1 世帯数と被保険者数の比較

平成 27 年 6 月 5 日現在

区 分		改正案	現 行	比 較
医療給付費分	世帯数	584 世帯	604 世帯	▲20 世帯
	被保険者数	1,640 人	1,694 人	▲54 人
後期高齢者支援金等分	世帯数	359 世帯	408 世帯	▲49 世帯
	被保険者数	1,036 人	1,177 人	▲141 人
介護納付金分	世帯数	93 世帯	119 世帯	▲26 世帯
	被保険者数	162 人	211 人	▲49 人

2 税額の比較

賦課限度額を引き上げた場合は、平成 27 年 6 月 5 日現在で試算すると、約 1 千 1 0 0 万円賦課額が増加する見込みです。